門真市パブリックコメント手続制度の流れ

計画等の素案の決定

対象となる計画等

・市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定または改定

・市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例または市民等に義務を課し、もしくは権利を制限する条例（地方税の賦課徴収、分担金、使用料、手数料、保険料の徴収に関するものを除く）の制定または改廃

↓

計画等の案の公表等

公表資料

・計画等の案を作成した趣旨、目的、背景

・計画等の案の概要

・計画等の案を理解するために市長が必要と認める資料

公表方法

・市ホームページへの掲載

・市広報紙への掲載

・計画等の案の担当課等及び情報コーナーでの閲覧または配布

↓

意見等の提出期間

計画等の案を公表した日から概ね１ヶ月間

意見等の提出方法

・市長が指定する場所へ書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市長が必要と認める方法

・住所(所在地)、氏名(名称)、連絡先その他市長が必要と認める事項を明記

↓

意見等を十分に考慮して最終的な意思決定

意見等の処理

公表内容

・意見等の概要

・意見等に対する市の考え方

・修正内容及びその理由

公表方法

・市ホームページへの掲載

・市広報紙への掲載

・計画等の案の担当課等及び情報コーナーでの閲覧または配布

↓

最終案を決定（議会の議決を必要とするものは議会に提案）